

大阪歯科大学医療保健学部保護者会会則

(名称及び目的)

第1条 本会は、大阪歯科大学医療保健学部保護者会（以下「本会」という。）と称し、大学と医療保健学部学生の保護者との連絡を親密にし、教育の実績を上げることが目的とする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、大阪歯科大学医療保健学部置く。

(会員)

第3条 本会は、大阪歯科大学医療保健学部学生の保護者を会員として、組織する。

(役員)

第4条 本会に次の各号に規定する役員を置き、その任期は1か年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 総会で選出された幹事 若干名
- (2) 幹事会で選出された幹事長、副幹事長及び監事 各1名
- (3) 幹事会で選出された常任幹事 若干名
- (4) 学長並びに学長が幹事会で推薦した顧問 若干名

(役員の仕事)

第5条 役員の仕事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 幹事長は、会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 常任幹事は、本会の仕事を処理する。
- (4) 監事は、経理事務を指導監査し、その結果を総会に報告するものとする。

(事業)

第6条 本会の事業は、役員協議の上、定めるものとする。

(会合)

第7条 本会の会合は、次のとおりとする。

- (1) 総会は、毎年1回開催する。
- (2) 各学年又は地域毎に懇談会等を開く。
- (3) 必要に応じて、幹事会、常任幹事会を開く。

(会計)

第8条 本会の会計は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本会の経費は、会費によるものとする。
- (2) 会費は、学生1名につき毎学年20,000円とする。ただし、新入会員は、入会金5,000円を納入するものとする。
- (3) 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (4) 既納の会費は、返還しない。

(細則)

第9条 会務運営のため、役員協議の上、細則を設けることができる。

(会則の改正)

第10条 本会会則の改正を要するときは、幹事会の決議により、総会の承認を経なければならない。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。